

沖縄県工芸士認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年条例第72号）第2条第1項の規定に基づき沖縄県知事の指定を受けた伝統工芸製品及び別表1に掲げる工芸品（以下「伝統工芸製品等」という。）の製造に従事する者のうち、高度の伝統的技術及び技法を保持する者を沖縄県工芸士として認定することによって伝統工芸製品等を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって工芸産業の振興を図ることを目的とする。

(認定要件)

第2条 知事は、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから、沖縄県工芸士として認定することができる。

- (1) 伝統工芸製品等の製造に現在も直接従事し、10年以上の実務経験を有していること。
- (2) 伝統工芸製品等の製造に関する高度の技術、技法及び必要な知識を有していること。
- (3) 伝統工芸製品等の振興に貢献するとともに、後継者の指導・育成等に協力できること。
- (4) 沖縄県内に居住していること。

2 知事は、課題作品と自由作品の双方又はいずれかの作品を予め定めた期日までに、提出させるものとする。

3 知事は、認定にあたり、必要に応じて現地調査等を実施するものとする。

(候補者の推薦)

第3条 各伝統工芸製品等の工芸産地組合の長（ただし、工芸産地組合が形成されていないその他工芸品等については市町村長）（以下「工芸産地組合長等」という）は、前条第1項各号に規定する要件に該当すると認められる者のうちから候補者を選定し、別に定める要領により推薦書を知事に提出するものとする。

(沖縄県工芸士認定に係る会合の開催)

第4条 知事は、第2条の規定に基づき沖縄県工芸士を認定するときには、厳正な検討を行うことを目的とし、有識者の意見を聴取するために、沖縄県工芸士認定委員会という名称をもって会合を開く。

2 沖縄県工芸士認定委員会（以下「認定委員会」という。）は、沖縄県附属機関等の設置及び運営に関する基本方針（平成17年6月13日付け沖縄県総務部長決定）に定める会合として開く。

3 認定委員会は、知事の求めに応じ、沖縄県工芸士の認定及びその取消に関する事項について検討し、その結果を知事に報告する。

4 認定委員会に係る庶務は商工労働部ものづくり振興課において処理する。

(認定の方法)

第5条 知事は、第2条の規定により沖縄県工芸士を認定するときには、認定委員会から意見を聴取する。

(認定委員会の構成)

第6条 認定委員会の構成は、学識経験者、関係行政機関の職員、その他認定業務に見識を有する者のうちから15人以内を知事が依頼する。

(構成員の任期)

第7条 認定委員会の構成員の任期は、依頼した当該年度の3月31日までとする。ただし構成員に欠員が生じた場合の補欠の構成員の任期は、前構成員の在任期間とする。

(正副委員長の選任)

第8条 認定委員会の委員長及び副委員長は、各構成員の互選により選出する。

2 委員長又は副委員長のうち、いずれか1名は、学識経験者又は関係行政機関の職員とする。

(沖縄県工芸士の登録)

第9条 知事は、沖縄県工芸士の認定をした者について、伝統工芸製品等の名称、住所、生年月日、その他必要な事項を沖縄県工芸士名簿に登録し、これを管理する。

2 沖縄県工芸士は、住所等を変更したときは、変更届出書を工芸産地組合長等を経由して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の届出を受けたときは、登録簿の記載内容を変更する。

(沖縄県工芸士の称号)

第10条 知事は、前条の規定により登録された者に対して「沖縄県工芸士」の称号を付与し、沖縄県工芸士認定証を交付する。

(認定の通知)

第11条 知事は、第2条の規定に基づき沖縄県工芸士の認定をしたときは、推薦をした工芸産地組合長等に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

(認定の取消)

第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会の意見を聴いて認定を取り消すことができる。

(1) 推薦書等の記載内容に虚偽の事実があると判明した場合。

(2) 第2条第1項各号に掲げる沖縄県工芸士の要件を欠くことが判明した場合。

(3) 沖縄県工芸士としての社会的信用を著しく傷つける行為を行った場合。

2 知事は、前項の該当者に対し、取り消し理由を付して当該工芸産地組合長等を経由し、又は直接本人へ通知するものとする。

3 工芸産地組合長等は、沖縄県工芸士が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(1) 死亡した場合

(2) 転業または廃業した場合

(3) 称号の返上を申し出た場合

(沖縄県工芸士認定証の再交付)

第13条 沖縄県工芸士は、工芸士認定証を破損もしくは紛失した場合、再交付申請書を工芸産地組合長等を経由して県に提出し、工芸士認定証の再交付を受けることができる。

(構成員等の守秘義務)

第14条 構成員及び関係者は、認定の検討に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(検討結果の公表)

第15条 候補者の個人情報保護の観点及び認定の中立性を確保する観点から、認定委員会は非公開とすることが出来るものとするが、認定要件及び結果については公開又は非公開に関わらず県のホームページ及び行政情報センターにおいて県民に公表するものとする。

(沖縄県工芸士会加入の義務)

第16条 沖縄県工芸士は、沖縄県工芸士会を結成し、同会に加入するとともに、工芸士相互の交流及び同会の活動を通じ、産地の振興に努めなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成11年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成11年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は平成12年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月13日から施行する。

別表1(第1条関係)

工 芸 品 名	産 地
小木工	県内一円
竹細工	〃
ウージ染め	豊見城市
その他県が認める工芸	県内一円